

平成25年9月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 平成25年10月9日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第1
- 議案第38号 高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正について
 - 議案第39号 調停の成立について
 - 議案第40号 高浜市税条例の一部改正について
 - 議案第41号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
 - 議案第42号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 議案第43号 高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
 - 議案第44号 高浜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
 - 議案第45号 市道路線の認定について
 - 議案第46号 平成24年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 - 議案第47号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
 - 議案第48号 高浜市リバースモーゲージ条例の一部改正について
 - 議案第49号 高浜市子ども・子育て会議条例の制定について
 - 議案第50号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第3回）
 - 議案第51号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
 - 議案第52号 平成25年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）
 - 議案第53号 平成25年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
 - 議案第54号 平成25年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
 - 認定第1号 平成24年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 平成24年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第4号 平成24年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第5号 平成24年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第6号 平成24年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第7号 平成24年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成24年度高浜市水道事業会計決算認定について

陳情第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び
拡充を求める陳情

陳情第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

陳情第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

陳情第6号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市
町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

日程第2 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の報告について

日程第3 意見案第1号 消費税増税を中止し、国民の所得を増やす景気対策を求める意見書

日程第4 意見案第2号 集団的自衛権の行使容認に反対する意見書

(日程追加)

日程第5 意見案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び
拡充を求める意見書

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	長谷川 広 昌	2番	黒 川 美 克
3番	柳 沢 英 希	4番	浅 岡 保 夫
5番	柴 田 耕 一	6番	幸 前 信 雄
7番	杉 浦 辰 夫	8番	杉 浦 敏 和
9番	北 川 広 人	10番	鈴 木 勝 彦
11番	鷲 見 宗 重	12番	内 藤 とし子
13番	磯 貝 正 隆	14番	内 藤 皓 嗣
15番	小 嶋 克 文	16番	小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市	長	吉 岡 初 浩
副	市 長	杉 浦 幸 七
教 育	長	岸 上 善 徳
企 画 部	長	加 藤 元 久
人事グループリーダー		野 口 恒 夫
地域政策グループリーダー		岡 島 正 明

経営戦略グループリーダー	山 本 時 雄
総 務 部 長	新 美 龍 二
行政グループリーダー	内 田 徹
財務グループリーダー	竹 内 正 夫
情報グループリーダー	時 津 祐 介
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民窓口グループリーダー	木 村 忠 好
市民生活グループリーダー	山 下 浩 二
税務グループリーダー	鵜 殿 巖
福 祉 部 長	神 谷 美百合
福祉企画グループリーダー	磯 村 和 志
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険グループリーダー	篠 田 彰
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こども未来部長	神 谷 坂 敏
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	内 藤 克 己
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	平 山 昌 秋
都市防災グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	杉 浦 義 人
会 計 管 理 者	橋 本 貞 二
学校経営グループリーダー	中 村 孝 徳
学校経営グループ主幹	神 谷 理
監査委員事務局長	神 谷 義 直
代 表 監 査 委 員	加 藤 仁 康

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 野 隆
主 査	杉 浦 俊 彦

議事の経過

○議長（内藤皓嗣） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（内藤皓嗣） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（内藤皓嗣） 日程第1 常任委員会及び決算特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について、各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、杉浦辰夫議員。

7番、杉浦辰夫議員。

〔総務建設委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○総務建設委員長（杉浦辰夫） 御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る10月1日、午前10時より委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された議案12件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第38号 高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正については、質疑ありませんでした。

議案第39号 調停の成立については、調停に至った経緯と話し合いで解決ができなかった理由はその間に、経緯は、平成24年12月11日に建物所有者から調停の申し立てがあり、その後3回の調停と裁判所による現況確認を経た上で、第4回目のときに調停案が示されたものである。また、話し合いになった理由は、それ以前から、2年ほどかけて建物所有者の返還にめぐって話し合いを続けたが、なかなか合意に至らないということで、調停という形で選択したとの答弁でした。

また、この原因は何かとの問いに、平成20年のリーマンショックまでは、約8割ぐらいの借上公共賃貸住宅は、入居率があったが、返還になったときに、今回のセンチュリー21で、22戸中17戸があきになり、原因は、外的要因が主なもので、今後、経営が継続できないということが発端であるとの答弁でした。

また、空き家が多い分だけ、市のほうとして何らかの、補償、補填をしてくれということかとの問いに、そのとおりであるとの答弁でした。

また、今後、借上公共賃貸住宅が、これで返還になるが、このようなケースが、あとの住宅において考えられると思うが、その点はどうかとの間に、今回、第三者のほうで、話し合いに入ったことによって、ある程度の目安ができたものと考えており、これは、我々の主張というものは、あくまでもルールにのっとって、国交省が示したガイドラインとか、条例、あとは法律にのっとった返還を進めており、その主張がおおむね認められたということで、今後についても、そのようなスタンスは変わらずに返還手続きを進めていきたいと考えておるとの答弁でした。

議案第40号 高浜市税条例の一部改正については、質疑ありませんでした。

議案第41号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正については、新旧対照表の、東日本大震災に係る被災者住居財産の敷地に係る譲渡関係の延長の特例とあるが、新になるとなくなるのはどういうことなのか。また、条文について、説明をとの間に、第15項の削除の件は、法令では、国税について独立した規定を置いていないということと、単に、課税標準の計算の細目を定めているということで、条例上で、これを規定する必要がないのではないかという判断のもと、今回削除をした。しかしながら上位法である地方税法上には、この特例の規定があり、特例が受けられなくなるということではない。この特例については、東日本大震災によって、被災した居住用財産の下にある敷地についての譲渡期限は、3年から7年に延長して、その特例を延長しておるとの答弁でした。

議案第42号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、質疑ありませんでした。

議案第43号 高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、質疑ありませんでした。

議案第44号 高浜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正については、さきの42号、43号は、年率の7.3%になっているかと思うが、今度、7.25ということだが、説明をとの間に、受益者負担金については、その延滞金については、都市計画法第75条第3項において、受益者負担金の納付しないものがあるときは、市町村は督促状によって、納付すべき期限を指定して督促しなければならないとあり、その次の第4項に、年14.5%の割合を乗じつつということであり、それに従って税と違う率ということになるとの答弁でした。

議案第45号 市道路線の認定については、この道路は、道路である以上は最低でもこれは人が通るということを想定するが、これは人が通るということ、当然、頭の上に置いて認定しているのかという問いに、人が通るような認定をしている状況であるとの答弁でした。

また、地図を見るとわかるが、この市道から県道との非常に危険なように感じるが、どのように考えているかとの問いに、認定した理由について、県道の道路区域が今回変更されたということで、県道部分が廃止される箇所について、道路法第93条の規定に基づき、平成18年11月に愛知県より協議の申し出があり、管理引き継ぎをすることに同意している。協議の中では、県道碧南

高浜環状線の供用開始後に主要地方道西尾知多線との交差点部分に、その箇所に、高浜市が管理を引き受けるということで、安全柵も一応県の、もらう場所についても、設置はさせており、危険はないかと、思うとの答弁でした。

また、例えば、横断歩道があるとか、ほかに安全柵がありますかとの問いに、その部分については、車が歩道を占有する状況もなっており、その部分において、今、入れない状況になっており、車と歩行者が接触するという状況ではないかと思っておるとの答弁でした。

また、市道から県道を横切って、また市道に行くわけですが、これについて安全策が、どのように保たれているかとの問いに、今回の認定の大前提として、道路法のたしか第11条ぐらいだったと思いますが、重複認定ということで、県道が、南北に走っていて、そこを横切る県道が従来ありました。それで、高浜市としては、ここの交通島、それから右のところの近隣住民の利便性も考えながら、ここを市道認定することによって、利用していただく方への配慮というようなことで、その構造的に、ここを横断するためという考えではなくて、重複認定をしているということであるとの答弁でした。

また、この県道通って、東から西、また、西から東へ、当然横断する可能性があるが、そのときの安全策を、どのように考えておるのかとの問いに、市道認定はこういう形で、区域を定めてしますけども、物理的には、このすぐ北側の交差点を当然歩行者の方は横断歩道を渡っていただく。交差点の中にはきちんと横断歩道がついており、そういった形であり、この認定をしたからこれを斜めに横断をしなさいということではない。その利用と法的な手続とは、切り離して考えをいただきたいとの答弁でした。

議案第50号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第3回）については、質疑ありませんでした。

議案第51号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）については、質疑ありませんでした。

議案第52号 平成25年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）については、質疑ありませんでした。

議案第54号 平成25年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）については、質疑ありませんでした。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件は、ありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第38号、39号、40号、41号、42号、43号、44号、45号、50号、51号、52号、54号は、挙手全員により原案可決。

以上が、総務建設委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。

[総務建設委員長 杉浦辰夫 降壇]

○議長（内藤皓嗣） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（内藤皓嗣） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、鈴木勝彦議員。
10番、鈴木勝彦議員。

[福祉文教委員長 鈴木勝彦 登壇]

○福祉文教委員長（鈴木勝彦） 御指名いただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る10月2日、午前10時より委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された議案5件、陳情4件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第47号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第48号 高浜市リバースモーゲージ条例の一部改正について、委員より、この制度の利用はないのに維持していく理由はとの問いに、この制度自体は必要な制度であり、厚生労働省が指導して、全県の社会福祉協議会を通じて制度を設置したものであり、今後、県の制度を紹介するとともに、市の制度については、今後、検討していくことで考えていますとの答弁でした。

議案第49号 高浜市子ども・子育て会議条例の制定について、委員より、条例制定の目的はとの問いに、国の子ども・子育て支援法が、昨年8月に公布され、「子ども・子育て支援計画」を定めることが各自治体に義務づけられました。

この計画を定めるに当たり、各地域の実情を踏まえた意見を聞き、基本的に合議制の機関を設け各地域の方の意見を聞く場を設けて、計画を策定するというのが求められており、法律に基づいて会議体を設けるのに必要な条例を制定するものです。

同委員より、「子ども・子育て会議」は、その権限に属する事項を行うため必要であると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、資料の提出を求めることができるが、具体的にとの問いに、事務局は、こども育成グループが担当しますが今回の「子ども・子育て支援事業計画」の中で定める項目に「地域子ども・子育て支援事業」では、例えば、乳児家庭全戸訪問事業や妊婦健診の実施に当たり説明が必要な場合は、市の保健師などの出席を求め、説明をいただくといったことを想定していますとの答弁でした。

他の委員より、子ども・子育て支援法と児童福祉法のかかわりはとの問いに、児童福祉法は、児童、事業、保育、児童養護施設等のさまざまなものについて規定をするものでありますが、子ども・子育て支援法は、全国的に少子高齢化が進む中、その対策として、子供を育てる環境を整備するのが大事であり、待機児童、少子高齢化の問題を解決するための方策として、認定こども園の拡充や「地域子ども・子育て支援事業」といったところを充実していくための背景を形にあ

らわしたものが、子ども・子育て支援法であると認識しておりますとの答弁でした。

同委員より、市の公的な義務は今後どのように考えているのかとの問いに、保育の義務については、さまざまな議論がなされましたが、市としては公民かかわらず全体を把握していく今のやり方を踏襲していきたいと考えていますとの答弁でした。

同委員より、国の基準に従うものと参酌を基準とした自治体独自の基準を本市はどのように考えているのかとの問いに、認可保育所等は、県の認可機関となるので、市によってばらつきはないと認識しております。また、家庭的保育や地域型保育給付にかかわる部分については参酌する部分として市に権限がおりてきますので各市町の状況があると思いますが、国から参酌すべき基準が示されるので参考にしながら対応してまいりますとの答弁でした。

同委員より、子ども・子育て会議の委員構成はとの問いに、15人の構成で、保護者3名、学識経験者1名、子ども・子育て支援従事者6名、市長が認めた者5名で第1回の会議を10月か11月に開催する予定で、子ども・子育て支援法ができた背景や地域の実情を計画的に反映させることを担保するための会議体であることを説明していきたいと考えていますとの答弁でした。

議案第50号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、委員より、ふるさと応援事業の内容はとの問いに、ふるさと納税制度を活用して、全国から高浜市を応援するための寄附金を募り、その寄附金を財源として、まちづくりに活用すること、また、謝礼品の発送を通じて市のPRや地元製品の消費拡大を目的として、「高浜市ふるさと応援寄附金制度」を10月下旬ごろから開始したいと考えています。この制度は、基本的には、市外在住者を対象として、あらかじめ定める5つの事業の財源として、寄附金の使途を寄附者みずから指定できるものです。1万円を超える寄附があった場合には、観光協会の協力を得て、高浜市の特産品の中から謝礼品を送るもので、事業内容は、市民予算枠事業や産業振興事業、未来を担う人創り事業、たかはま夢・未来塾事業、こども発達センター事業、いきいき健康マイレージ事業、生涯現役のまちづくり事業、防災ネットきずこう会や防災情報発信事業、その他として市長にお任せ事業では例えば「とりめし」「タカハマ物語」応援事業などの財源を寄附者の方に指定していただくものです。謝礼品は寄附金額に応じて選定し高浜市観光協会と調整中でありますとの答弁でした。

同委員より、9月補正に計上した理由と委託料の内容はとの問いに、11月9日・10日に行われる「B-1グランプリ」が豊川市で開催されることや、お歳暮シーズンの時期が近づいていることです。委託料は、寄附者の謝礼品の発送や掲載カタログの作成を高浜市観光協会に委託するものですとの答弁でした。

同委員より、寄附金を集める工夫と事業の成果はとの問いに、寄附者の利便性を考慮して納付書、現金書留、窓口での現金納付のほかに、県外からの遠隔地からの利便性を高めるために、インターネットを利用したクレジットカード払い、コンビニエンスストア払い及びインターネットバンキング払い、通称「ペイジー」という3つの方法を設けて、寄附しやすい環境を整備してま

います。成果としては一番の目的は、謝礼品の発送を通じて、高浜市のPRと、市内事業者の売り上げ増につなげ、これによって高浜市の知名度が向上し、ひいては活性化につながるといった成果が期待されますとの答弁でした。

他の委員より、子育て支援事業計画策定業務委託料の内容はどの問いに、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、アンケート調査を実施したり内容の取りまとめのサポート業務を行っていただき、県と調整しながら計画を策定し調査、分析をして、計画書を策定していくものですとの答弁でした。

他の委員より、子育て家庭の実情やニーズを把握するための調査内容はどの問いに、必要なデータが得られるようにアンケートの内容を精査して進めていきます。高浜市としてできるだけ多くのサンプルが得られるようにと考えていますので、ゼロ歳から5歳までの児童がいる全家庭を対象にして実施していきたいと考えておりますとの答弁でした。

他の委員より権利擁護推進事業の内容と近隣市の状況はどの問いに、成年後見の市長申し立てが、近年になって非常に増加をしてきた。加えて、昨年度開催した市民後見人の生活支援員の養成研修に、毎回50人程度の市民の方が参加されるなど、非常に機が熟してきたと感じており、このような状況の中で、今後、認知症高齢者の増大や障がい者の親なき後の生活不安などの問題の発生が非常に予測されています。また、全国的にも要援護者の財産搾取や虐待などの重大な人権侵害の事例が起こる中、高浜市として権利擁護システムの構築が早急に必要だと判断したものです。近隣市では、安城市が昨年度、成年後見のセンターとして、刈谷市も今後単独で立ち上げの予定と聞いているが、近隣市共同で立ち上げを今後検討していきたい要望も出てきておりますとの答弁でした。

他の委員より、地域内分権推進事業のJAあいち中央高浜北部支店跡施設改修は、愛知県のげんき商店街推進事業補助金の採択を受け実施予定であると聞いているが採択決定の通知はいつになるのかとの問いに、9月27日に県から連絡があり、10月9日に審査会が開かれるということで、本市の9月定例会の最終日に審査会が開かれて、採択通知は約10日後ということになり、10月下旬ぐらいに届く予定ですが、これは、外部の審査会であるので、採択の見込みというのは全く今現在不透明でありますとの答弁でした。

同委員より、この補正は、新年度に間に合わせる目的の補正だと認識しているが、今のスケジュールだと、非常に議会としても対応しにくいと言わざるを得ないが、万が一、採択が得られなかった場合は、どのような扱いにしていこうと考えているのかとの問いに、1階部分の利活用は、補助金の採否にかかわらず、まちづくりの活動拠点、また、将来的な他施設の機能移転の受け皿として、地域力を高める施設として、1、2階、一体的な利用を考えています。今回の補助金が採択されなかった場合は県にその理由を聞き、来年度、採択される可能性があるのか伺い、それが難しそうであれば、再度、実際にお使いになる地域の方々と協議して、利活用の方法や改修の

規模縮小等を含めて補正に上げた市単の財源503万円程度の改修になろうかと考えておりますとの答弁でした。

他の委員より、災害時要援護者支援事業の要援護者と記載されているが高浜市が想定されている要援護者とはとの問いに、障がいのある方、要介護認定の方、ひとり暮らしの高齢者で支援の必要な方、妊産婦の方、乳幼児、国が例示している中には外国人も中に入っております。高浜市として、今年度、避難支援プランの全体計画を作成し、具体的にその範囲を決めていきたいと思っておりますとの答弁でした。

同委員より、プロポーザルによるシステムの選定とあるが、提案型により条件以外に何を期待してプロポーザルにしたのかとの問いに、プロポーザルによって、最低限の機能は備えてくださいという仕様書を定めます。それ以外には、例えば、ハザードマップを地図情報上に落とすといった附帯の条件も提案の中で出てきたときには採点の中に加えていきたいと思っておりますとの答弁でした。

同委員より、情報一元管理する事業であると思うが一元管理だけでは何の意味をなさないので、支援体制が目的であると思うがどのように考えがあるのか、また、将来、どのように展開されていくのかとの問いに、今年度、避難支援プランの全体計画を作成し、それに基づきこのシステムを運用し、実際に支援が必要な方を把握して、その方たちに登録し同意していただくように働きかけを行います。登録された方、同意をいただいた方を実際に災害が起きたときに、避難所まで、避難をしていただくための支援者をその地域のまち協や町内会、民生委員さん等が協議して、支援者を決めていきます。その中で、どうやって避難するか、避難経路などを含めた避難支援プランの個別計画を要援護者一人一人に作成していきたいと考えておりますとの答弁でした。

同委員より、臨時職員の業務はどのようになっているのかとの問いに、未登録者の把握とケアマネジャーや障がい担当相談員等との調整や、現状の災害時要援護者名簿のエクセルデータや、ひとり暮らし高齢者の台帳のデータ等のシステムとの連携を図るために、データの整理や、新しいシステムの入力作業等々を臨時職員の方にやっていただこうと考えておりますとの答弁でした。

議案第53号 平成25年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）は、質疑ありませんでした。

陳情第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について、委員より、細かな対応をするためにも、少人数学級は大変効果があると思っております。自治体も、財源が厳しい中、今後、教育の機会均等と水準確保のためにも、この陳情の趣旨には十分理解できるので、賛成との意見、他の委員より定数改善計画の早期策定は必要だと思し、都道府県の財政状況というのはさまざまであるが、教育の機会均等ということ踏まえ義務教育費の国庫負担制度の堅持と負担率2分の1への復元というものは大切なことだと思っております賛成との意見。

他の委員より、新たな教職員定数改善計画案が、平成25年から平成29年の5カ年計画で策定さ

れ、さらに、文科省では、今後の少人数学級の推進や計画的な定数改善については、引き続き検討されるなどの本課題について今後の動向に注視していきたいと考えるため、趣旨採択との意見。

陳情第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、委員より、平成22年度から公立高校の無償化が実現され、それに伴い、私立高校の授業料に充てる就学支援金が所得基準により支給されているなど、私学への助成は、私学であっても公の教育であるという捉え方から行われていますが、陳情書の内容は、いずれも一層の拡充や充実を図ってほしいとあるが、国の財政も厳しいのは現状であることから、陳情の趣旨は十分理解できるので、趣旨採択との意見。

他の委員より、国は公立と私立の教育費の負担の格差を是正するために高校無償化の見直しに取り組んでおり、未定ではあるが平成26年度に導入を目指しているもので、今のところは国の動向をしっかりと見守っていききたいということから、趣旨採択との意見。

他の委員より、学校改革、教育改革をさらに進めようとしたときに、県の私学助成が土台であり、その奨励措置である国の私学助成の役割が一層重要であるので賛成との意見、他の委員より、国に対してはさらなる公私間格差の是正と現国庫補助の制度の堅持のため、本陳情には賛成との意見。

陳情第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、委員より、愛知県では、県立高校に2校受験できる経済的な理由であるならば、自分のレベルに合った学校も選択できます。また、私立高校の持つ設備、施設、授業内容、部活動などを選択したならば、その代償は、費用であると考えざるを得ません。県の財政も大変厳しく、さらなる、助成の拡充や施設を充実することは、厳しいと思うが私立高校に置かれている状況も十分理解できるので趣旨採択との意見。

他の委員より、昨今の不況も重なって、経済的理由で退学や、授業料を滞納する生徒もふえている、過重な学費負担のために、私学を選びたくても選べない層もふえている。学費の公私間格差が学校選択の障害となって教育の機会均等を著しく損なっているというのは現状ですので、この陳情には賛成との意見。

他の委員より、少子化によって学校経営は、今後ますます厳しくなるとともに、過重な学費負担のために、学費の公私間格差が学校選択の障害となって教育の機会均等を損なっていることも現実であるので、県に対して、授業料の助成、拡充と学費と教育条件の公私格差の是正というのは必要だと考えるので賛成との意見。

陳情第6号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情について、委員より、私学といえども、公の教育機関であり、それぞれ特徴のある教育は掲げており、そこを選択して行かれるということは、応分の負担はやむを得ないと考えます。私立高等学校等授業料補助事業では、高浜市の場合では、所得制限がある

ものの近隣市と比較しても、近隣5市の中では、高浜市は補助額が最も高い、手厚いものとなっている。さらに、平成22年度から公立高校の無償化が実施をされ、私立高校生には、国から就学支援金が支給されたことにより、この独自助成を廃止、削減する自治体もある中、高浜市は現行制度を維持しており現状のままでよいので、この陳情には反対との意見。

他の委員より、公立高校が無償化された今こそ、公私格差と父母負担の軽減のために市町村独自の授業料助成を拡充するという陳情に理解できるので賛成との意見。

他の委員より、国、県、自治体においても将来を担う子供たちのために、父母の負担軽減と、教育条件の公私格差を少しでも是正していくことは必要だと考えております。ただし、本市は所得に合わせて助成をしており、県内でもトップクラスです。助成について所得制限を設けるか、所得制限なしの一律額にするかという議論の余地はあるが、現状維持が妥当と考えます。ただし、教育や子供施策は今後さらなる拡充が必要な分野だと考えるので本陳情には趣旨採択との意見がありました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採択の結果を申し上げます。

議案第47号及び議案第48号は、挙手全員により原案可決。

議案第49号及び議案第50号は、挙手多数により原案可決。

議案第53号は、挙手全員により原案可決。

陳情第3号は、挙手多数により採択。

陳情第4号及び第5号は、挙手多数により趣旨採択。

陳情第6号は、挙手少数により不採択。

以上が、福祉文教委員会に付託となりました案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。

〔福祉文教委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 質疑もないようですので、次に、決算特別委員長、幸前信雄議員。

6番、幸前信雄議員。

〔決算特別委員長 幸前信雄 登壇〕

○決算特別委員長（幸前信雄） 御指名をいただきましたので、決算特別委員会の御報告を申し上げます。

本会議より付託されました案件は、議案第46号並びに、認定第1号から認定第8号までであります。

委員会は、9月24日から26日までの3日間開催し、初日24日は正副委員長の選出を行い、委員

長には私、幸前信雄、副委員長には小野田由紀子委員が選出されました。

委員会記録の署名委員には、小野田由紀子副委員長を指名いたしました。

主要事業の現地調査では、防災活動事業を初め、計3件の視察を行い、証憑書類の審査は午後1時より行いました。

25日は、認定第1号の質疑を行い、26日は、議案第46号並びに認定第2号から認定第8号までの質疑を行い、質疑終了後、採決を行いました。

なお、質疑に先立ち、当局より、主要施策成果説明書で訂正したいとの申し出がありました。

その内容は、252ページ10款3項1目2、中学校維持管理事業、(3)中学校の工事請負費の表の中の工事名が「小学校扇風機設置工事費」となっているが、中学校に訂正お願いしたいとのことでありました。

主な質疑の概要を御報告申し上げます。

認定第1号 平成24年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定、歳入について、市税の収入済額が前年度に比べて3,200万円程度増加しているが、内訳を見ると、固定資産税が1億6,154万円、都市計画税が2,762万円程度減少し、市民税が2億1,360万円増加しているが、それぞれの理由と今後の見通しはとの問いに、固定資産税が減額になった理由は、平成24年度の評価替えて、土地は横ばい、家屋が下がり、約1億2,000万円の減、償却資産については、新規の設備投資が少なく、約4,000万円減。

都市計画税は、固定資産税に連動し、2,762万円程度減。

一方増加の理由は、個人市民税は税制改正により年少扶養の廃止、特定扶養控除の上乗せ分の廃止、納税義務者が397人増により、約1億6,000万円増。

法人市民税は、窯業関係と木材関係で減となったが、その他の業種が増加したことにより、5,296万円の増となったことで、市税全体で、約3,200万円増加した。

平成25年度に関しては、1億円程度の税収増を見込んでいるとの答弁。

別の委員より、全国的に見て不均一超過課税を行っている市がどれくらいあって、高浜市が実施する考えがあるかとの問いに、全国789市中、612市77.6%が導入しているが、これまで何度も申し上げてきたが、不均一課税を導入する予定はないとの答弁。

市税の滞納額は減少しているが、その理由はとの問いに、去年は、債権回収コールセンターを設置し、収納に努めたことと、滞納整理機構に一昨年から参加していること、また、愛知県の直接徴収の制度にも参加していることが、滞納額の減少につながっているとの答弁。

さらに、愛知県の直接徴収とはどういったもので、滞納整理機構については、ことしで3年間の設置期間が終了となるが、来年度以降はどのように考えているかとの問いに、愛知県の直接徴収とは、市民税の滞納だけが対象となり、国保・固定資産は対象となっていない点が、滞納整理機構と違っている。

滞納整理機構については、各市の意向を確認したところ継続を希望しているとのことで、継続の方向にあるとの答弁でした。

地方交付税が減額となった理由と、今後の見通しは、との問いに、市税収入が伸びたことで、収入額の伸びが必要額の伸びより1億円程度多かったことで、地方交付税が減額となった。

今後は、税収の大幅な回復も見込みにくい中で、需要額については、年々増加傾向にあり、今の交付税の算定方式だと引き続き交付されることが見込まれるが、2014年度から新たな算定方式の制度設計が進められる中で、不交付団体になることも考えられる、との答弁。

住宅使用料の滞納額と収納率の状況並びに、収納率向上への取り組み内容はとの問いに、滞納額が現年分で、約391万円、収納率が94%、過年度分で、約3,365万円、収納率が16.9%で昨年より収納率で、現年度分で1.1%、過年度分で7.3%増、収納率向上への取り組みについては、滞納者の上位10名が滞納額の7割を占めており、この方たちに対して、連帯保証人への連絡と納付指導の依頼を行い、回収に努めている。高額滞納者の方に多重債務者が多く、顧問弁護士による納付相談をあわせて実施しているとの答弁でした。

別の委員より、借上公共賃貸住宅のことし返還した部分の返還前の入居状況並びに、入居率向上に向けた取り組み内容はとの問いに、本年度返還したものは、22戸中17戸が空き家の状況。

入居率向上のため、世間様の相場に合わせた家賃の改定を各オーナーと話し合いを行っていましたが、合意に至らなかった現状があり、借上公共賃貸住宅はファミリー向けという特性を生かして、外国人・高齢者の方を中心に入居率の向上に努めており、最近2件の成約をさせていただいたとの答弁でした。

次に、歳出について、1款議会費については質疑ありませんでした。

2款総務費について、市民予算枠事業の平成24年度の変更点並びに地域内分権推進型の決算額が増額となり、協働推進型が減額となった理由はとの問いに、防災関係の資機材・備蓄食料は、市と地域の役割分担を明確にするため、交付金の対象外とした。

協働推進型が3年を1セットでの活動で実施してきたが、実施団体がまちづくり協議会の構成団体でもあり、地域内分権推進型に移行いただいた団体が、3団体あったということと、新規に地域内分権推進型として事業を開始されたものが、3団体あり、増減につながったとの答弁。

別の委員より、市民予算枠事業の交付金の決定方法並びに算定方法と収支のチェック、さらに市民予算枠の枠としての状況はとの問いに、地域内分権推進事業型は、まちづくり協議会とその構成団体に提案の権利があり、まちづくり協議会単位で意見の集約を行い提出いただく手順となっており、予算の算出方法は、事業で必要な備品の数まで積み上げて提出いただき、収支については、まちづくり協議会総会の公開された場で審議いただき、余ったお金は、市に返還いただいている。

市民予算枠事業としては、個人市民税の5%という枠で運用しているが、現在は、4%程度活

用しており、現在の形を継続していきたいとの答弁。

「まちづくりトーク&トーク」の市民の方への周知方法と実績はとの問いに、広報やホームページへの掲載のほかチラシを作成し、各種会合の場でPRを行い周知してきた。

実績としては、青年会議所からの申し込みに応じて、市の財政をテーマに意見交換を行ったとの答弁。

自治基本条例推進事業で、子供向け副読本を活用した出前授業を高浜小学校で実施したとあるが、その実施内容についてはとの問いに、副読本を配り、その中の宿題でお父さん・お母さんと一緒に、まちづくり活動の内容を知っているか、自分たちにできることはということ話し合っていた内容となっており、それをもとに、学校の授業では、クラス単位で子供たちもまちづくりの大事な担い手であるとの授業を行ったとの答弁。

別の委員より、今回高浜小学校で実施されたが市内の他の小学校でも実施する予定かとの問いに、市内5小学校で実施していきたいとの答弁。

災害支援活動で派遣された方の仕事の内容と、派遣された方への配慮方法はとの問いに、平成24年度は、建築技師を派遣し、住宅復興に伴う集団移転の計画策定の仕事を実施、ことしは、下水道グループ所属の土木技術者を派遣し、下水道課で仕事をしてもらっている。

派遣職員は月1回の帰省の旅費を支給しているもので、そのときに、報告を兼ねて、体調や困りごとの相談を受けているとの答弁。

防災対策費の関係で、屋外拡声機が海岸部、稗田川の沿線上を主に設置したと聞いているが、内陸部への増設の予定はないかとの問いに、増設の予定はないとの答弁。

別の委員より、住宅耐震診断・住宅耐震改修の累計実績と、高齢者の方への上乗せ制度がどうなっているのかとの問いに、耐震診断が、平成14年度に開始し、累計実績が894件、耐震改修が累計実績で78件、高齢者の方への上乗せ制度について、国の補助が平成23年度で廃止されたが、木造耐震改修で一般世帯上限80万円、高齢者・障がい者世帯の上限150万円の県内トップクラスの補助制度を実施しているとの答弁。

災害用資機材で、ワンタッチパーテーションを90基購入しているが、港小学校、南中学校で保管されており、他の学校分購入をなぜ実施していないのかとの問いに、県の補助金を活用して購入していきたいと考えているので、5カ年での購入計画をしているとの答弁。

3款民生費について、元気高齢者応援事業が当初予算に比べて大幅に減額されている理由はとの問いに、いきいきマイレージ事業でポイントの交換のために多くの予算を計上したが、予想より交換がなく減額したとの答弁。

こども発達応援事業で、親子教室が新たに実施されているが、その内容はとの問いに、刈谷病院との共催で、発達障がいのお子さんと保護者の方に参加いただき、保護者の方には、発達過程や療育、社会福祉制度を理解いただき、子供たちは集団遊びを通して社会性を学ぶ機会を提供す

るものとの答弁。

吉浜保育園を民営化した効果はとの問いに、費用的には、新たに、国庫負担金、県費負担金の対象となり昨年に比べて約500万円減額となり、早期保育・延長保育が実施されるようになり、サービスの拡充が図れたとの答弁。

生涯現役のまちづくり創出事業の主要新規事業の進行状況には、報告書の作成が載っていないのはなぜかとの問いに、今回の取り組みは、モデル地区を立ち上げて、それを広げていく考え方で進めてきましたが、試行錯誤の連続で、3月にやっと県への報告書ができたような状態で、進行状況にも書かなければいけなかったとの反省の答弁。

家庭的保育推進事業の費用が前年の約2倍となった理由はとの問いに、平成23年度3カ所だったものを平成24年度から1カ所ふえたことが要因で、ふやした1カ所については、保育所実施型という内容で保育資格を有する方が4名中3名見えるということで、費用が増加したとの答弁。

高齢者等生活支援事業の配食サービス事業で、実績が減った理由はとの問いに、大手外食チェーン、コンビニの宅配サービスが参入された結果実績減となっており、見守りを含めた生活支援を民も始められた結果との答弁。

たかはま夢・未来塾の運営委託料を除いた費用の内訳はとの問いに、土地・建物の賃借料、光熱水費、空調設備、保守点検費用が主な支出との答弁。

4款衛生費について地域医療ネットワークで実施した実績はとの問いに、高浜市内の対象医療機関が19施設あり、16施設が接続されたとの答弁。

主要新規事業ナンバー16の在宅医療連携拠点事業で、庁用器具費はとの問いに、地上通信網が影響が出た場合に備えて、衛星電話3台を購入したとの答弁。

病院群輪番制病院運営費補助金の内容はとの問いに、碧南市・刈谷市・安城市・西尾市・知立市・高浜市で2次救急を行っていただく病院に対し土日・祭日の当直費用を人口割合で負担しているもので、平成24・25年度と高浜市が幹事市となり各市から負担金を集めているとの答弁。

救急医療で、上手なお医者さんのかかり方というパンフレットをつくられているが、その活用方法はとの問いに、在宅医療連携拠点事業を実施している内容のパンフレットで、主に開業医さんのところで配布させていただいているとの答弁。

5款労働費について、平成23年度緊急雇用事業が計上されていたが、平成24年度なくなった理由はとの問いに、ものづくり人材育成事業として平成21年度から平成23年度まで愛知県の基金事業として実施されたもので、平成24年度はなくなったとの答弁。

6款農林水産業費について、明治用水中井筋の改修事業の進捗状況と負担割合・排水能力がどれぐらい上がるのかとの問いに、中井筋の改修は平成27年度までの事業で、平成24年度末で約72%の進捗、国が50%・県が25%・地元が25%の負担割合で、地元負担のうちの23.5%が高浜市負担、排水能力が20%から25%向上するとの答弁。

7款商工費について、新がんばる事業者応援補助金の内容と実績はとの問いに、市内で事業を営む中小企業の方の経営革新計画に基づく新たな取り組み、販路拡大のための展示会等への出展への補助金の交付を行うもので、経営革新計画への取り組みには、3件、販路拡大には9件の補助金を交付との答弁。

いきいき号循環事業の利用状況はとの問いに、前年に比べて3,322人増との答弁。

別の委員より、コース停留所の見直しの考えはとの問いに、高浜市地域公共交通会議で議題として取り上げ検討していきたいとの答弁。

8款土木費について、市道新設改良工事について、予定どおり実施されおくれはないかとの問いに、順調に推移しているとの答弁。

可搬式排水ポンプ2台購入されているが、なぜ2台なのかとの問いに、平成8年に購入した可搬式ポンプ1基に相当する能力のものとなり、軽量化され、車輪がついたものとなっており、柔軟に対応できるものとの答弁。

公園管理費で、公園の遊具、フェンスの管理は誰が実施しており、委託先に管理業務もお願いいただけないのかとの問いに、現在は、職員が巡回点検を行っているが、契約条項を見直し委託先にも見ていただくよう検討していきたいとの答弁。

排水路ポンプの保守点検の業務委託の内容はとの問いに、月に1回の点検とポンプを稼働させる必要のある警報が出たときに、現地に向いて対応いただくとの答弁。

9款消防費について、質疑ありませんでした。

10款教育費について、高浜カリキュラム策定委員会、教育基本構想推進委員会の成果はとの問いに、高浜カリキュラムの作成及び幼・保・小・中連携全体の事業計画などをつくったとの答弁。

図書館の利用状況はとの問いに、平成24年度は、平成23年度に比べ入館者、貸出人数ともに減少したが、平成23年度については、大震災の影響で、行楽地等に出かけることを控えたりした結果、利用状況がよくなりその反動で平成24年度が減少したと分析しているとの答弁。

美術館管理運営事業の平成24年度までの効果と課題はとの問いに、専門性を生かした展覧会事業の充実による来館者のうちリピーターが増加、正月2日から開館したことにより地元の方が来館しやすくなったこと、施設の一元管理体制ができたことが挙げられ、課題としては、施設自体が老朽化してきているため修繕の必要性が出てきているとの答弁。

学校給食の関係で、食材の放射能測定はどのように実施しているかとの問いに、各都道府県のモニタリングで検査されているという点、県のほうで独自に月に1回放射線量を測定判別しているとの答弁。

11款災害復旧費の質疑はありませんでした。

12款公債費について、残高と推移はとの問いに、平成25年度末で残高が95億円程度で今後公債費として毎年10億円程度になると見込んでいるが、公共施設の更新改修によって金額が増減して

いくものになると考えているとの答弁。

公債の中で利率の一番高いものはとの問いに、6.6%のものが一番高いとの答弁。

13款諸支出金、14款予備費、いずれも質疑ありませんでした。

認定第2号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、国保の関係の現況と今後の見通しはとの問いに、平成24年度決算では、4,000万円のマイナスとなっており、平成25年度以降もマイナスを見込んでおり、今後の財源の確保については、国民健康保険運営協議会で検討していきたいとの答弁。

前期高齢者納付金が前年に比べて減額となった理由はとの問いに、対象額の減と加入者数の減によるものとの答弁。

短期保険者証がふえた理由はとの問いに、平成24年度に被保険者証の一斉更新を行い、滞納があった方に対して、一般の被保険者証から短期証に切りかえを行った結果との答弁。

認定第3号 平成24年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、質疑ありませんでした。

認定第4号 平成24年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、今後の整備状況と一般会計からの繰り入れの考え方はとの問いに、油ヶ淵流域の明治用水中井筋より南の地域を今後も対象として進め、一部の地域を除き、平成32年度までに完了したいと考えており、都市計画事業として都市計画税の範囲で一般会計からの繰り入れを考えているとの答弁。

下水道接続率の向上への取り組みはとの問いに、広報・ホームページ・説明会でPRし、供給開始3年間での接続をお願いしており、3年目の方たちには、個別訪問させていただきお願いしているところとの答弁。

認定第5号 平成24年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、三高駅西駐車場の利用されている状況はとの問いに、定期利用が180台、一般の利用が40台との答弁。

認定第6号 平成24年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、介護支援券の支給の運用方法はとの問いに、4月1日の認定基準で、3カ月以上入院されていることなどを基準とし7月申請の8月からの給付で運用との答弁。

認定第7号 平成24年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、夫婦で、国保と後期高齢者医療保険に分かれた場合負担が多くなるがとの問いに、国保では2人分合算されたものが分割して賦課されるもので、負担増になるというふうには考えていないとの答弁。

議案第46号 平成24年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第8号 平成24年度高浜市水道事業会計決算認定について、水道料金の収納率並びに、停水処分は何件あったかとの問いに、収納率が年度末で90.8%、5月末で99.53%、平成24年度停水は213件との答弁。

水道管の耐震化はどの程度信頼できるものになっているかとの問いに、東日本大震災のときに、

耐震化した水道管に被害がなかったと聞いているとの答弁。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第46号は、挙手全員により原案可決。

認定第1号、認定第2号は挙手多数により原案認定。

認定第3号は、挙手全員により原案認定。

認定第4号は、挙手多数により原案認定。

認定第5号は、挙手全員により原案認定。

認定第6号、認定第7号、認定第8号は、挙手多数により原案認定。

以上が、審査過程の概要と採決の結果であります。

なお、審査の詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御参照ください。

以上で報告を終わります。

〔決算特別委員長 幸前信雄 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） ただいまの決算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は11時5分。

午前10時56分休憩

午前11時4分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を始めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 皆さん、おはようございます。

議案第49号 高浜市子ども・子育て会議条例の制定について、日本共産党高浜市議団を代表して反対の立場で討論を行います。

本議案は、子ども・子育て支援法に基づいて、高浜市子ども・子育て会議を設置するものであります。この会議の事務については、1として、特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、意見を述べること。2として、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること。3として、市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、意見を述べること。4つ目として、当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。ということです。

反対理由の第1は、子ども・子育て新制度そのものの問題点についてです。

子ども・子育て新制度は、その本質が、自治体が保育の実施義務を負っている現在の保育制度の解体を狙う内容であります。福祉としての保育が、直接契約方式で保護者の自己責任による利用へと仕組みを大きく変えることになっています。日弁連を初めとする有識者、保育関係者から大変厳しい批判が上がっています。また新制度では、全ての子供の育ちのためとしながら、契約原理、市場原理を前提とする仕組みであり、必要な子供に対する福祉の意義と役割が薄められてしまいます。虐待を受けている子供や生活困窮世帯の子供、障がいを持っている子供など、契約原理、市場原理に乗れない特別な支援を必要とする子供に対応するためには、特別な仕組みを別枠で用意するしかなく、子供たちに差別と格差を持ち込むことにもつながります。

反対の理由の第2は、新制度が規制緩和を大前提とし、現行制度水準を後退させる危険性をはらんでいることです。

本来、保育園や幼稚園などは、子供一人一人の豊かな成長と発達のためによりよい環境をつくり、保育水準を維持・向上させることを目的に営まれている施設です。安定した運営と従事者の処遇改善が子供の最善の利益に通じるよう、現行制度は国と自治体に保育への責任を明確に義務づけているのです。公的責任の後退と、規制緩和や最低基準の引き下げを容認する新制度は、保育の質の低下を招き、子供たちの安全や生命にも危険を及ぼすことから、絶対に認めることはできません。

反対理由の第3は、国の方向性が決まっていないうもとの設置は理解できないというものです。

というのも、現在でも国の子ども・子育て会議が行われています。その中で、導入予定の保育時間の認定制度のもとで、子供が利用できる保育時間についても大きく変えられようとしています。現在8時間の保育時間を長時間と短時間に分け、短時間は6時間の枠を決めることが検討されています。これは保護者がパートタイム就業の場合6時間までしか預けられないというものになるとともに、子供にとっても集団保育が損なわれることにもなりかねません。

国の子ども・子育て会議第5回では、「子供の権利をこういった形で線引きされることが許されるとは思いません」「区分を設ける意味が私には全く理解できない」など、厳しい意見も出されています。さらに、新制度そのものへの問題や不安も指摘されています。新たに導入される保育の必要性の認定制度の基準や、施設などの認可基準、施設運営に大きな影響をもたらす公示価格や利用者負担の水準などの重要な事項についてもいまだに検討段階です。

このような新制度のもとで、本議案は子ども・子育て会議を設置するための条例制定で、総合的に制度の充実を図りたいという現場の市民の願いに反している場合でも、水準の引き下げや規制緩和を会議で認めるお墨つきを与えることになりかねません。会議そのものの位置づけと権能、市民への責任が問われます。

現行制度のもとで拡充とさらなる支援の充実に自治体としての責任を果たすことを強く求めて、

討論とします。

[11番 鷺見宗重 降壇]

○議長（内藤皓嗣） 次に、3番、柳沢英希議員。

[3番 柳沢英希 登壇]

○3番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、議案第49号 高浜市子ども・子育て会議条例の制定について、市政クラブを代表しまして賛成の立場で討論させていただきます。

この会議の条例は、子育てをめぐる課題を解決するために、早ければ国が平成27年に本格的にスタートを目指す子ども・子育て支援新制度、消費税の引き上げに伴う財源が7,000億円充てられると聞いておりますけれども、その子ども・子育て支援新制度にあわせ、各自治体がそれぞれの地域における課題を会議を用いて抽出し、学校教育、保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、幼稚園、保育園などの整備を計画的に進める、今後具体的な検討をしていくためのものであります。

あくまでも参考ですが、地方版こども・子育て会議の設置状況につきましては、平成25年7月26日の内閣府の資料に基づきますが、設置済みが全国で約35%、今後対応予定が約51%、方針未定というところが約14%、会議体を設置しないのが約1%であり、その約1%の11の自治体につきましては、その地域に保育施設等がない地域であると同っております。愛知県におきましても、設置済みが約51%、今後対応予定が約33%、方針未定が約16%、会議体を設置しないというのがゼロ%とのことであります。これらの状況を皆様がどう捉えてお考えになれるかは別としましても、安心して子供を預けられる保育サービスの拡充は、若い世代の親の就労促進による経済の活性化や少子化対策にもつながると考えます。

委員長報告にもございましたが、高浜市子ども・子育て会議では、認定こども園、保育園、幼稚園といった教育、保育施設や、家庭的保育、今後進められていく事業所内保育などの地域型保育事業所の利用定員のあり方を初め、高浜市の子ども・子育て支援策を計画的に推進するための調査、審議を、委員15名のうち3名、子供の保護者を委員として迎え、現場である子育て家庭における実情を十分踏まえながら、子ども・子育て支援事業の計画を策定していくとのことであります。

また、児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの対象児童が、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童というところから小学校に就学している児童とされたことに伴う対応策につきましても、国が示す配慮すべき点を踏まえつつ、この中で網羅していくとのことであります。ぜひ、高学年の児童にふさわしい居場所を構築していただきたいと思っております。

以上、申し上げた点を踏まえ、本案に賛成するものであります。

最後に、市政クラブを代表し、何とぞ全議員の賛成をお願い申し上げまして、賛成討論とさせ

ていただきます。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） それでは、議案第50号 平成25年度高浜市一般会計補正予算について、日本共産党高浜市議団を代表して反対討論を行います。

議案第50号については、3款2項3目の17に子ども・子育て会議運営事業が計上されています。保育の最低基準をなくし公的保育基準を形骸化させる子ども・子育て支援法は、保護者や保育関係者団体などから強い反対の声が上がる中で、国は昨年8月、子ども・子育て関連3法と名称を変えて強行採決されたものです。法により努力目標とされていますが、委員会で質問したように保育の時間の制限も決定しておりませんし、保育の必要性の認定制度の基準や、施設などの認可基準、施設運営に大きな影響をもたらす公私格差や利用者負担などの重要な事項についてもいまだに検討段階です。政府は、新制度の全体像を示さず2015年の春に施行というゴールだけを決め、保育の状況を決める制度の根幹を、保育関係者や保護者への説明責任を果たさないまま押し進めようとしています。

このような新制度のもとで、本議案は子ども・子育て会議を設置するための条例制定で、総合的に制度の充実を図りたいという現場や市民の願いに反している場合でも、水準の引き下げや規制緩和を会議で認めるお墨つきを与えることになりかねません。

以上、反対理由を述べまして討論といたします。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、議案第50号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、市政クラブを代表し賛成の立場で討論させていただきます。

まず初めに、歳出の3款1項2目、災害時要援護者支援事業につきましては、電算によって要援護者の管理システムを構築していくものですが、現段階での手上げ方式だけでは本当に支援が必要な方が漏れてしまう可能性が十分あり、それでは何も対策しないと変わらないと思います。防災・減災という見地で要援護者の範囲をどうしていくのかなど、支援の計画づくりから始めるのは大変な作業だとは思いますが、少しでも被災者を減らすには、どのような要援護者がどこに何名いて、どういった助けがどのくらい必要なかを早期に把握し更新していくことが必要不可欠と考えるので、町内会やまち協など関係機関としっかり調整をしながら真に役立つ名簿づくりを進めていただきたいと思いますと考えております。

次に、同じく歳出の3款1項2目、権利擁護推進事業ですが、全国的にもまだ少数である権利擁護推進センターの設置に向けて検討を行うとのことでありますが、先進事例では、センターの設置により関係機関との連携や理解が深まり、権利擁護の種々の課題に対しても設置していない自治体と比較すると有効に機能しているとの報告もありました。センターを検討していく過程を通して、制度の縦割りを横へつなげていくような総合的な相談機能の強化にも取り組んでいただきたいと思います。誰しもが弱い立場になり得る可能性がありますので、権利擁護体制の充実が市民の安心感に大きく貢献できるものなので、専門的な支援機関として役割を持つ権利擁護推進センターに期待をしております。

最後に、3款2項3目の家庭支援費の子ども・子育て会議運営事業では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たって、ゼロ歳児から5歳児までの子供を持つ市内全ての世帯を対象に、今後の就労意向を含む潜在的なニーズ調査を実施、分析するとのことであり、子育て家庭の実情を十分把握できる内容であるとのことで、予算計上されていると考えております。計画書が子育て家庭の意見を反映するものになると期待できます。

以上の点を踏まえて、議案第50号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、賛成とさせていただきます。市政クラブを代表しまして、皆様の御賛同をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、ただいまより、届け出をいたしました9月定例会に提出されている議案のうち、認定第1号、認定第2号、認定第4号、認定第6号、認定第7号、認定第8号について、日本共産党高浜市議団を代表して反対の立場から討論を行います。

認定第1号 平成24年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、本決算は、歳入決算額139億7,824万1,255円、歳出決算額130億8,845万5,422円で、実質収支額は8億8,978万6,033円の黒字となっています。歳入では、高浜市の財政は、個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税などが主な財源として成り立っています。1999年から市民税と法人市民税は20%減税をしていました。ところが2006年に市民税の定率減税は廃止、市民税は増税になりましたが、法人市民税のほうは20%減税したままという大企業優遇税制はそのまま継続しています。さらに、富裕層の証券優遇税制もあり、税の不公平は拡大されるばかりです。

財政の健全化を図る上でも、資本金10億円以上の企業62社に、現行の12.3%の標準課税から14.7%を課税すると、差し引き増額6,666万8,000円となります。十分な支払い能力のある法人への不均一課税は全国で約8割の市が実施しています。法人市民税の不均一超過課税を実施するよ

う求めるものです。

また、都市計画税は7億3,003万3,723円を計上しており、固定資産税と合わせると、固定資産税36億5,974万1,178円で43億円余りに上ります。過重な固定資産関連の税負担を軽減するため、当市の業務を見直して引き下げを求めます。

12款使用料及び手数料で、住宅使用料について、借上賃貸公共住宅は、平成25年3月に返還以前に空き家になっていたのは78軒中46軒です。現在入居しているのが78戸中32戸に入居、41%の入居率です。平成5年から制度が始まり、平成25年3月に契約が切れる住宅では22戸中17戸が空き家になっているとのこと。これでは空き家の分を高浜市が負担しなければならず、重い負担となります。これだけの空き家をそのままにしておけば、民間の業者であれば倒産必至の状態であり、速やかな空き家対策が求められます。

歳出、2款1項7目、リニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会負担金についてですが、286kmのうち256kmがトンネルで、緊急停止したら5kmの避難通路を歩いて逃げなければならなかったり、40m上の地上に脱出しなければならなかったりしなければなりません。また、今の新幹線の3倍の電気が必要になるということから、現在省エネルギーを目指している方向にいますが、大変逆行するという事です。無駄な赤字が必至の大型公共事業は財政破綻の元凶であり中止すべきです。JR東海が負担するといっても、建設費の膨張がJR東海の経営を圧迫すれば税金投入や運賃値上げで国民にツケが回る危険があります。高浜市は期成同盟から脱退することを求めます。

2款3項1目、窓口業務では、徴収業務や窓口業務など、市役所の基本的業務を高浜市総合サービス株式会社へ委託をしていますが、住民のプライバシーにかかわる業務を民間への業務委託は認めることはできません。市民から請負が行われているとの指摘があり、職員が認めているとの話もあります。速やかに直営に戻すよう求めます。

3款1項9目、論地がるてんを見せていただいて、すてきな施設ができていましたが、特別養護老人ホームの待機者が100人もいる状況でまだまだ施設が足りないと考えます。担当は、平成27年から始まる第6期事業計画を審議会等で諮ってまいることになろうかと考えますとの委員会での発言でしたが、保険あって介護なしの状況を解決しなければなりません。建設を第6期事業計画で策定するよう求めます。

3款1項12目、市民予算枠事業の中に子ども医療費が入っています。目的の違う事業を1つにして行うのは無理があります。別に分離すべきと考えます。

次に、子ども医療事業で安城市が高校生まで入院を無料にしたと報道されていました。高浜市も安城市を見習って、子ども医療費を無料化の施策を策定すべきです。

3款2項2目、家庭的保育事業について、新しい家庭的保育事業以外は、以前1日を1人の方が面倒を見る方向にしたいと言われてから随分たちます。まだ1日をお昼時間で分けて2人で見

てみえるとのことですが、小さい方たちですので一刻も早い改善を求めておきます。

4款衛生費、地域医療振興事業では、刈谷豊田総合病院高浜分院の運営費の補助金が2億1,205万7,000円出ています。現状では、額に見合った命と健康を守る役割を果たしているとは考えられません。25年度は運営補助の位置づけのもとで1億円補助をしていくとのことと、今後は刈谷市が負担している額の30%、2,790万円を地域医療、救急医療の補助金として負担していくということですが、市民の意見がしっかり反映され、把握するかが大切で、救急医療など見直しが必要であると考えます。

7款商工費、いきいき号循環事業について、利用者さんもふえているようですが、市内を走るコースでは、家の近くを通らないと言われる方や停留所が近くにないと言われる方、刈谷コースでは、吉浜に停留所をつくってほしいという声が寄せられています。これまでは3台で市内を走っていたのが、現在市内は2台で、刈谷コースが1台走っています。1台分ふやさなければ無理だと考えます。速やかに停留所もふやして市内コースも刈谷コースも利用しやすいものにしていただくよう求めます。

8款5項2目、名浜道路推進協議会について、6万円の負担金が出ていますが、無駄な公共工事をふやすものとなります。中止を求めておきます。

10款1項3目、不登校の児童・生徒が多い問題で、全国、県、西三河よりも多くなっていきます。不登校と認識していたほうが教師も問題意識を持って対応するので、グレーの子も数に入っていますとのことでしたが、以前よりもふえているようであり、速やかに解決するよう求めます。

給食調理については、民間委託で調理を行っていますが、学校給食法に基づく調理の基準を守るためには、直接徹底できる直営に戻すことが法律を守る上で必要であり、改善が急がれます。

次に、学校給食費ですが、物価が上がった時期に値上げして現状はそのままになっていますが、今のデフレ状態で父母負担が上がったままというのは重い負担となっており、引き下げが求められます。その点では、当市の給食材料費が公会計から除外されていますが、給食は食育として教育の重要な柱であり、公会計に位置づけ、教育は無償の原則を実現するためにも、給食材料費についても一定の補助を行い、給食無償化への第一歩を踏み出すように求めます。

以上、一般会計認定への反対討論といたします。

次に、認定第2号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、国民健康保険の短期保険者証は738世帯と高水準にあります。その要因は、国民所得の格差拡大による低所得者の増加とともに、国民健康保険税が大幅に引き上げられたことが大きな要因です。このように、国民負担を増加させたことにより制度そのものが存続の危機に直面しています。原因は国が国庫負担率を引き下げたことにあることは明らかで、こうした現状を改善するため、国庫負担率を引き下げ以前の45%に引き上げるよう取り組むとともに、市の繰入金を増額して国民健康保険税を緊急に引き下げるよう要求します。

認定第4号 平成24年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、高浜市の下水道計画は流域下水道整備中心の計画になっていますが、この整備計画は多額の費用がかかることから、経済的にも時間的にも有利な、技術的にも改善が進められている合併浄化槽も含めて抜本的な見直しが求められます。また、下水道整備完了地域の接続率が速やかに向上しない理由は、低所得者や高齢者世帯などの経済的な理由が考えられますが、こうした世帯に対する接続工事費の補助制度など接続を促進する施策が求められることを指摘し、反対討論といたします。

認定第6号 平成24年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、平成24年度に設定した第5期介護保険料は5,260円と設定されましたが、この保険料設定に当たり、十分介護給付費準備基金を活用すればもっと保険料引き下げが可能であり、実施すべきであったことを指摘しておきます。また、高浜市の介護保険制度の一つの特徴として、上乘せ、横出しサービスを介護保険で行っていますが、これが介護保険料を高くしている一つの要因であり、今後の介護保険制度を検討するに当たって、上乘せ、横出しサービスについては福祉施策で実施するよう求めます。

滞納が増加傾向にあります。これは少ない年金生活者に高い保険料を負担させている結果です。非課税世帯の低所得者に対する減免制度の創設を求めます。それから、12段階にふやしたと言われますが、もっと高額所得者の保険料の階層をふやして低所得者の負担を下げるべきです。指摘して反対討論といたします。

認定第7号 高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、どこの国にも例がない年齢で差別する医療制度で、御主人が後期高齢者に入って奥さんが国保の場合、保険料がはね上がる場合があるが条例で調整している、こんな制度は撤回すべきで、現代版うば捨て山という批判もある制度です。不服審査請求も全国で起きています。さらに、2年ごとに天井知らずに保険料が上がるこのような制度は直ちに廃止を求めます。

認定第8号 平成24年度高浜市水道事業会計決算認定に移ります。

高浜市の上水道は愛知県水に100%頼って運営されていることから、県水の単価が直接影響しています。国と愛知県は、利用計画のない徳山ダムを完成させ、徳山ダムから木曾川への導水路を整備しようとしています。これについては今現在凍結されていますが、さらに設楽ダム建設に多額の巨費を投じようとしています。設楽ダムが建設されると愛知県が水利権を買い取る形になり、愛知県営水道の負担が152億円、県営水道が売れない水を抱えて経営が悪化すれば水道料金値上げとなって県民にツケが回ることとなります。このような開発型の大型工事について過大な設備投資をすることはきっぱり中止するよう愛知県に要請するべきです。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、4番、浅岡保夫議員。

〔4番 浅岡保夫 登壇〕

○4番（浅岡保夫） 議長のお許しをいただきましたので、議案第46号と認定第1号から認定第8号までの9案件につきまして、一括して市政クラブを代表して賛成の立場により意見を述べさせていただきます。

平成24年度において、我が国の経済は、東日本大震災から復興需要や政策効果に伴う内需の増加などにより夏場にかけて回復傾向が見られたものの、9月のエコカー補助金の終了及び中国での反日デモを契機とする中国向け輸出の減退などを受け、後半以降の景気は後退した。このような社会情勢が変化する中で、本市では平成24年度第6次高浜市総合計画がスタートして2年目となる年として、高浜市が目指すべき姿である「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」の基本姿勢を継続し、この厳しい時代であっても私たちの愛するまち高浜市を未来へとつなげていけるよう市政運営に取り組んでまいったかと思えます。

では、個別の決算認定について述べていきたいと思えます。それぞれ個別の点については決算特別委員会にて行っておりますので、ここでは全体としての話で進めていきたいと思っております。

認定第1号 一般会計の歳入においては、前年度と比較しまして歳入において2.1%、歳出では2.0%減少しており、差し引き8億8,978万6,033円から翌年度繰越財源充当額5,904万8,000円を差し引いた実質収支額が8億3,073万8,033円であります。これを財政構造面から見ると、歳入面では市税を中心とした自主財源が99億9,873万905円、国庫支出金及び市債を中心とする依存財源が39億7,951万550円で、この結果自主財源比率が71.5%となり、前年度より0.5ポイント上昇している状態であります。

一方、歳出面では、義務的経費において人件費、扶助費及び公債費がそれぞれ減少したため、全体では前年に比べ4.1ポイントの低下となっている。投資的経費で、災害復旧事業費は減少していますが、補助事業費及び単独事業費が増加したため、全体で前年度に比べ98.7ポイント上昇している。その他の経費では、維持補修費及び操出金は増加しているが、主に物件費、補助費等及び積立金の減少により、全体では前年度に比べて5.3ポイント低下している、このような状態であります。

現在の高浜市の自主財源の根幹をなす市税収入において、81億4,854万1,473円で、前年度と比較しまして3,230万2,670円、すなわち0.4%増加いたしました。少しずつ経済の状況がよくなっているかと思えます。アベノミクスによる経済効果が期待される中で、今後もさらなる自主財源の安定確保に向け取り組むとともに、補助制度の積極的活用などにより財源確保を図って、限られた財源で最大の効果が得られるよう、全職員が行政改革意識とコスト意識を持って合理化、経費節減により努めていただきたいと思います。

続きまして、認定第2号 国民健康保険事業特別会計でありますけれども、こちらのほうも収納率が87.9%で、前年度の87.1%と比較しまして0.8%増加いたしました。また、滞納繰越分の

収納額は7,933万8,000円で、前年度と比較して158万1,000円、2%の増加となり、収納率は13.7%で、前年度の13.9%と比較して0.2%減少しております。

収支の状況については、歳入歳出差引額が1億1,904万3,000円ですが、前年度繰越金及び基金繰入金を差し引きした単年度収支では4,042万4,000円減となりました。被保険者の健康維持に役立てるためにも特定健康診査、特定保健指導を実施しておりますが、現在、平成24年度特定健康診査の受診者数は2,866人となって受診率が43%となっております。ぜひともこの受診率をより高く上げていただきたいと思います。国民皆保険の現行制度存続のためにはより一層の努力をお願いするものであります。

続きまして、認定第4号 公共下水道事業特別会計において、平成24年度では、下水道全体計画面積890haのうちの431.9haの整備が完了して、下水道整備率は前年度より1.0%増の48.5%、下水道普及率は前年度より1.0%増の51.3%、水洗化率は82.0%となっております。下水道は非常に大切な事業でありますので、引き続きの努力をお願いいたします。

続きまして、認定第6号 介護保険事業特別会計。

介護保険料の収納状況については収納率が98.56%でした。先ほど反対討論者の方にありましたが、高浜市独自の上乗せ、横出しサービスを高浜市では実施しております。これは、市民の皆様方から、喜んでおられる方あるいはありがたいと言っておられる方がたくさんいると伺っております。私は個人的には非常によいことと考えます。引き続き高浜市独自のサービスをお願いしたいと思います。

続きまして、認定第7号 後期高齢者医療特別会計についてであります。

保険料の状況ですけれども、後期高齢者医療保険料につきましては収納率が99.1%となっております。収支の状況につきましては、歳入歳出差引額764万4,417円でありまして、前年度繰越金を差し引きした場合、単年度収支では32万5,995円となっております。これは非常に適正にやられているかと思えます。今後とも関係法令に基づき適切に運営に当たっていただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、認定第8号 水道事業会計であります。

総有収水量は487万2,849m³で、前年度と比較しまして0.7%増加しております。建設改良事業といたしましては、災害時に重要な拠点となる避難場所などへの給水施設への配水管の耐震化工事も実施するなど、市民生活安定の確保のため飲料水の安定供給に頑張っておられることが認められております。有収率は96.6%で前年度よりも0.87ポイント上昇し、依然として高い数値を維持しております。今後も計画的な漏水対策や管路更新に取り組むことにより有収率の向上を図り、効率的な事業運営を努められたいと思っております。また、経営状況ですと、水道事業収益から水道事業費用を差し引いた分6,377万7,529円が当年度の純利益となっております。決算状況においては良好な状態が保たれていると考えております。

ここで、水道事業は、市民のライフラインとして安心・安全な水を安定して供給することが最も重要であります。また、公営企業として常に収益の確保と経費削減、合理的、効率的な経営に努めることも求められております。水道事業の将来像を定める高浜市地域水道ビジョンに示されている安心、安定、持続、環境の4つの施策課題に基づき、市民の生活や事業活動を支える重要なインフラとして、施設、管路設備等の整備更新を初めとした必要な事業を計画的に実施されたい。またあわせて、長期的かつ安定的な事業運営確保に向け鋭意努力され、将来にわたって安全で良質な水を供給することを、市民福祉の増進に寄与されることを、市政クラブとしても望むものであります。

以上、各会計の執行内容についてはそれぞれ予算編成の趣旨に沿って執行されております。しかしながら、歳入における収入未済額は、一般会計、特別会計を合わせて前年度に比べて4,362万950円、3.6%減少しております。不納欠損額7,065万9,777円、96.2%増加しております。滞納額の削減は、市財政の運営及び税の公平性の確保にとって重要な要素であり、また市税の滞納は結果的に多くの善良な納税者の負担となることから、引き続き削減をお願いするものであります。

最後に、現在、平成25年度は第6次高浜市総合計画の前期基本計画の最終年度となっております。これに伴いまして、高浜市中期財政計画も計画期間の最終年度を迎えております。計画の達成に向け、職員一人一人の英知と創意を結集し、社会情勢変化に的確かつ迅速に対応した持続可能な自治体経営を堅持して、市民サービスの向上を願うものであります。

これまで、平成24年度決算に対して所見を述べてまいりましたが、厳しい財政状況が続く中、吉岡市長におかれましては1期目の実績を生かし、吉岡市政が認められて新たな2期目になり、より一層の経営感覚を取り入れられて、高浜市を楽しく、住みよく、安全・安心なまち、また高浜市がますます活性化に向けた事業を強力に推進していかれるよう望んでおります。

私たち市政クラブも、高浜市を市民と皆さんとともに考えてまいりたいと思います。市政クラブとしては全ての案件を評価しており、賢明な議員各位の御賛同を得られるものと確信し、賛成討論といたしまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔4番 浅岡保夫 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、8番、杉浦敏和議員。

〔8番 杉浦敏和 登壇〕

○8番（杉浦敏和） 議長のお許しがありましたので、市政クラブを代表して、陳情第6号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情に対して反対討論をさせていただきます。

平成26年度予算において、教育の機会均等等の理念を引き継ぎ、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために、私立高校生に対する現行の市町村独自の授業料助成を拡充してくださいとの陳情事項ですが、私学といえども公の教育機関であるわけです。それぞれ特

徴ある教育を掲げておられるわけですし、そこに選択して行かれるということですから応分の負担はやむを得ないと考えますが、私立高等学校等授業料補助事業は各市町村で実施されております。

高浜市の場合、所得制限があるものの、近隣市と比較しても、高浜市の2万4,000円に対して、碧南市と知立市が1万2,000円、刈谷市と安城市が1万8,000円となっており、5市の中では補助額が最も高く手厚いものとなっています。さらに、平成22年度から公立高校の無償化が実施され、私立高校生には国から就学支援金が支給されたことにより、独自助成を廃止、削減する自治体もある中、高浜市は現行制度を維持しています。

このようなことから、現状のままでよいということで、この陳情には反対をさせていただきます。

〔8番 杉浦敏和 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） それでは、日本共産党高浜市議団を代表して、陳情第4号、5号、6号について賛成討論を行います。

陳情第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情は、高浜市八幡町四丁目2番地25の内藤由美さんと、私学をよくする愛知父母懇談会会長の安井浩樹さん、愛知私学助成をすすめる会会長中川初枝さんから提出された陳情です。陳情第5、6号についても同じ方から提出されています。

陳情第4号ですが、現在、公立高校の授業料は無償化されています。これに対して政府は高校無償化の見直しを検討しています。与党案によれば、910万円までの所得制限を導入する一方で私学への支援金を増額し、低所得者層に給付型奨学金を創設する方向で進んでいます。本来、「高校生の学びを社会全体で支える」を理念として発足した高校無償化に所得制限を導入することは問題があります。

福祉文教委員会の審議の中で、国の財政が厳しいので拡充、充実は限界があるということから趣旨採択との意見がありますが、財政を厳しくしているのは、防災を口実に無駄な公共事業をふやしている状況と大企業に対して法人税を優遇していることなどです。このようなことをやめればおのずと財源はできてきます。また、親の気持ちとして高校ぐらいいは行かせたいと思うところではないでしょうか。公私間の格差をなくしないと、無料の公立に集まる傾向になっている今の状況では、私立高校の運営状況はよくなっていきません。こうしたことによって、私立高校自身の運営が立ち行かなくなった場合は閉校となる懸念もあります。定員が少なくなって、生徒が行きたいと思ったときには行く高校がないということは悲しい出来事ではないでしょうか。

また、文中にも、経済的理由で退学や授業料の滞納をなくすためにも、高校教育の一翼を担っ

ている私立高校を守るためにも、経常費補助の拡充、父母負担の公私格差をなくすために就学支援金を拡充することは必要と考え、本陳情の採択に賛成します。

次に、陳情第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情の賛成討論を行います。

経常費助成、学校への助成は、今年度予算でも国が県に対して生徒1人31万3,229円、国基準単価の財源として交付しています。しかし、愛知県はこの国基準を下回る30万6,890円にとどまり、全国最低レベルになっています。そのため教育条件の改善は進まず、特に専任1人当たりの生徒数が公立高校15.2人に対して私立高校は18.0人で、私立では公立に比べても専任教員が600人も不足しているのが実態です。経常費助成については、少なくとも国の財源措置を保障して平成10年度水準を回復することを求めています。

また、平成22年度には、国は公立高校生のみ無償化したことにより、私立高校生には就学支援金11万8,800円が支給されました。愛知県では、年収350万円から840万円、乙Ⅰ・Ⅱには2万4,000円の加算にとどまり、県独自の授業料助成が68億円から32億円に減額されました。そのために、特にこの層では父母負担の公私格差はさらに広がっています。全国ではほとんどの県が国の支援金を全額加算し、その上で27都府県が県独自の授業料助成も増額しているのです。県に対して、国の支援金を加算して授業料助成を拡充し、特に年収350万円から840万円の家庭には従来の制度に沿って増額することを求めています。

愛知県の財政も厳しいとはいえ、大企業には企業誘致のために21世紀高度先端産業立地補助金1件100億円の補助をすることなどや、徳山ダムの導水路や設楽ダムなどの無駄な公共事業を進めようとしています。大企業優遇と無駄な大型公共事業をやめて、教育、福祉などに予算を回すべきと考えます。よって、本陳情の趣旨など賛成できる内容ですので、本陳情に賛成します。

次に、陳情第6号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情ではありますが、高浜市においては、課税総所得金額200万円以下の世帯には年額2万4,000円を、200万円を超え350万円以下の世帯には1万2,000円をそれぞれ支給する制度があります。確かに他市と比べれば手厚いものではありませんが、去年の実績で、54件のうち2万4,000円の支給では30件、1万2,000円は19件でした。いずれも満額ということですので。満額でないのは残り5件です。授業料の分と、国と県の補助金を授業料から引いたものを補助するものであるということは聞いています。私立高校は授業料の違いがあり、中には満額でない場合もあるとのこと。満額の件数が多いということは、2万4,000円でも足りないということが言えます。ということは、手厚いからといっても十分ではないということが明確ですので、拡充する必要もあると考えます。

また、文中に、「本来、学校は、公立・私立を問わず、誰もが教育の中身によって自由に選択できることが望ましく、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、単に私学の問題だけ

でなく、父母・市民にとって切実な要求です」と訴えられています。市民にとっても、私学で学んだ生徒が高浜市民の力になることもあると考えます。そして、憲法第26条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」に沿って考えるならば、公私間格差の是正と父母負担の軽減ために、高浜市独自の私立高等学校等授業料補助制度の拡充を求めています。本陳情は十分賛同できる内容ですので、採択に賛成して討論を終わります。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 以上をもって、討論は終結いたしました。

これより採決をいたします。

議案第38号 高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 調停の成立について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 高浜市税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 高浜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 市道路線の認定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 平成24年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 高浜市リバースモーゲージ条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 高浜市子ども・子育て会議条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成25年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成25年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 平成25年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 平成24年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成24年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成24年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成24年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成24年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別

委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成24年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成24年度高浜市水道事業会計決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

お諮りいたします。

陳情第3号から陳情第6号の審査の過程におきまして、趣旨採択という御意見がございましたので、採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号から陳情第6号の採決に当たり、趣旨採択を入れて採決していきますので、よろしくお願ひいたします。

陳情第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立少数であります。よって、陳情第3号は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、陳情第4号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、陳情第5号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第6号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、陳情第6号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は13時30分。

午後0時20分休憩

午後1時28分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（内藤皓嗣） 日程第2 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の報告についてを議題といたします。

各委員長の報告を求めます。

総務建設委員長、杉浦辰夫議員。

7番、杉浦辰夫議員。

〔総務建設委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○総務建設委員長（杉浦辰夫） 御指名をいただきましたので、総務建設委員会の閉会中の継続調査申出事件について御報告申し上げます。

去る7月23日より25日までの3日間、大阪府阪南市、大阪府東大阪市、和歌山県和歌山市を視察しました。

7月23日大阪府阪南市では、中小企業振興について、「阪南ブランド十四匠」の取り組みと、「阪南市バーチャル工業団地」の取り組みについて行政視察を行いました。阪南市は、繊維産業では、基幹産業として発達したが、産業構造の変化により衰退していった。現在では、賃加工・OEM等が主流であり、自社製品を持たない事業がほとんどである。平成18年度より地域ブランドとして「阪南ブランド十四匠」を立ち上げた。名前の由来は、明治の大合併まで14の村々が存在し、ものづくりの心を大切にすることでルーツを14村に求め名称をつけた。

阪南ブランド十四匠としての地域ブランド戦略は、企業に認証を実施し、既存商品のPR、技術力のPR、ものづくりとしてのコラボレーション、「阪南産」という地域のブランド価値を高め魅力を発信していく事業である。

認証に関する基準としては、独自性・希少性・阪南産素材のこだわり、伝統的技法・製法、品質、物語性のいずれかに該当する要件があれば、認証候補とし、認証企業は平成21年度に18社から、平成25年度には24社になるとのこと。また、東北地方大震災への支援事業として、被災地の津波による塩害で稲作ができなくなった農地で綿の栽培、紡績、商品化、販売を一貫してサポートして被災地の復興を目指すプロジェクトが、「阪南ブランド十四匠」認証企業である大正紡績株式会社を中心となり発足された。

「阪南市バーチャル工業団地」については、阪南市は、平成元年に従業員4人以上の事業数が159社ありましたが、平成24年度には66社に減少し、零細企業の減少は、売上げの減少や後継者の問題等からさらに減少すると思われ、事業所を対象とする支援策が必要と考え、売上げの減少を食いとめるために、現在の取引だけで売上げを拡大するのは難しいので、自社の製品の紹介などの情報を発信し、新たな取引先を開拓が必要と考えました。

しかし、小規模の事業所がネットで情報を発信することは難しく、1社より数十社集まったもののほうがアクセスも多くなるので、平成24年度に「阪南市バーチャル工業団地」を作成するための事業委員会をつくり、サイトの作成をしました。サイトは、登録事業所数を多くないといけないということで、事業所をふやすことを優先しました。現在の登録事業所数は、99社だが掲載内容が不十分な事業所も多いものが現状である。今後は、事業主のバーチャル工業団地で情報を発信することのメリットの説明や意識の向上を図り、件数の増加、写真の掲載や表示項目の内容の充実を図り、長く続けたいと考えていますとのことでした。

7月24日大阪府東大阪市では、中小企業対策について、「東大阪市住工共生のまちづくり条

例」の取り組みについて、行政視察を行いました。

この条例の目的は、住工共生のまちづくりについての基本理念を定め、市民、モノづくり企業、建築主等、関係者及び市の責務を明らかにするとともに、住工共生のまちづくりの推進に関する基本的な事項を定め、市民の良好な住環境及びモノづくり企業の操業環境を保全し、創出することにより、住工共生のまちの実現に寄与することです。

東大阪市は、事業所の数は6,016件で全国4位、工場密度は、1km²当たり116件で全国1位、従業員が9人以下の工場が8割弱と中小零細企業がある。住居系地域に新規に住宅用地として開発できる土地は限定的であり、工場の廃業移転が進み、交通の利便性から、工場の跡地に住宅開発が進み、工業系地域に住工混在が進んできた。

施策の中で、少しでもまちを整備し問題を減らすために、工業地域、準工業地域の一定以上の工場が集積している地域を「モノづくり推進地域」と指定し、企業（工場）集積のために動いている。また、「モノづくり推進地域」で住宅を建築する場合、建築主は市と協議し、また近隣のモノづくり企業にも建築内容を説明し、騒音等低減のための措置は、建築主が負担し措置を講じる。また、仲介業者も売買や賃貸時に、用途地域の説明、公害等の規制基準の説明、近隣企業の立地状況、土壌汚染調査の情報開示に、努力することを必要とされることでした。

7月25日和歌山県和歌山市では、防災対策について、「和歌山市みんなできとくむ災害対策基本条例」の取り組みについて、行政視察を行いました。和歌山市議会で議員提案による政策条例が可決したのは、初めてのこと。政策条例のテーマが決まってから可決するまでに半年ほど。また、パブリックコメントにおいては、一部意見の中で考え方として、施行後2年をめぐりとして施行状況について検討する予定であるとのこと。

防災対策として、市民の自助として、防災出前講座を開催し、平成24年には78回4,500人が受講しました。また、防災マップの配布がありました。共助としては、自主防災訓練の総合防災訓練では、1万5,000人が参加しました。和歌山市では、津波は50分にて着の予想で、海岸近くでは年に二、三回防災訓練を実施しているとのこと。また、和歌山市自主防災組織避難路整備等補助金は、上限100万円、全額補助し、実施状況は、平成24年5件で500万円、平成25年5件で500万円。和歌山市自主防災組織訓練活動費等補助金は、1自主防災組織上限8万円、1活動上限2万円があります。公助としては、防災行政無線での情報発信、また災害調査員制度の充実というのがありますが、これは各地区3名の職員を割り当て和歌山市全体で100カ所あり、避難所の開錠等を行うとのこと。

その他としては、地域防災計画の見直し、通常業務復旧に向けたBCPの策定などがあるとのことでした。

以上が調査の概要ですが、詳細につきましては議会事務局に資料が提出されていますので御参照いただきますようお願い申し上げます、報告といたします。

〔総務建設委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、鈴木勝彦議員。
10番、鈴木勝彦議員。

〔福祉文教委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○福祉文教委員長（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の閉会中の継続調査申出事件について御報告申し上げます。

去る7月29日（月）より31日（水）までの3日間、群馬県高崎市、東京都墨田区、同じく品川区と府中市を視察しましたので、その概要を報告させていただきます。

高崎市では、MWS日高地域福祉交流センターの事業内容についての概要の説明を受けました。

この施設は介護事業を展開している株式会社エムダブルエス日高が平成25年1月に通所介護事業所として開所されました。

施設の外観はワンフロア1,600㎡の2階建てで2階部分には55歳以上限定の会員制フィットネスクラブを併設されております。最大の特徴は定員400名まで対応可能な国内最大級の施設であり、現在の利用者は180名です。

1・2階はフロアの中央は柱で区切られただけの空間で見渡せるようになっており、2階には各種リハビリ室を配置し、専門店を並べる大型スーパーを意識したレイアウトで「売り場周囲に並ぶ専門店は、人気が無くなれば他の店にかわる」、リハビリ室で提供するプログラムもそれと同じ利用者ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、各リハビリ室には担当者を配置し提供するプログラムを考案しているとのことでした。

主な利用者は、団塊世代前後の要介護度の低い高齢者を見込んでおり、事業者側の都合を優先する運営ではなく、自分のことは自分で決めたいと考える今後の高齢世代に対応できるよう利用者優先の考え方で進めているとのことでした。

施設利用の特徴として、送迎は片道1kmを巡回送迎バスで、3km以内を契約タクシーで対応している、その理由は年間物損事故が多く、修理費や従業員の精神面を考えてのことでした。

そのほかに、地元スーパーと契約して市内8カ所のMWS日高の施設を毎日移動スーパーが来て、店頭価格と同額で提供しており、「買物弱者対策と買物リハビリに！買物有料料理教室の買い出し！家族からのお使いに便利！重たい荷物はお届けします」などで利用者に利便性も提供していました。そのほかにも利用者に飽きのこないリハビリプログラムもあり、一緒に楽しむ仕掛けづくりが行われていました。

東京都墨田区では、子供在宅医療の実態等についての視察を行いました。

子ども在宅クリニックあおぞら診療所墨田では、現在、医療法人財団「はるたか会」を設立し

て、在宅医療は2つのクリニックで450人強の患者で、そのうち子供は230人ほどで、6カ所の法人運営をして70人から80人を自宅でのみとりも行っております。

「あおぞら診療所墨田」では子供に特化して、患者150人のうち、半分が呼吸器をつけており、病態、病状が複雑で重症であり、都内の大学病院と連携している、そのため難しい患者が集まってきている現状では10年以上の経験のある小児科医でないと通用しない特殊な診療所でありました。

そのような理由から、小児の在宅専門医の人材育成やフィールドをつくり、子供たちの在宅医療がおくれている小児科医のトレーニングの場として開設した。

昨年から厚労省が在宅医療推進プロジェクトを立ち上げ、来る日本の高齢化社会を見据え、産学官が連携して取り組みを始めたのがAging in Place（エイジング・イン・プレイス）で、住みなれた地域で年をとって死ぬる体制にしようとする思想である。施設から在宅へと方向は動き出しており、終末期は家で迎えたいという若年層の末期がんの人、若年の障がい者など、これらを包括して地域で在宅医療のできる体制づくりが必要となってくる、行政は適切なアクターを定め、地域連携をしっかりと築くことが大切であると「あおぞら診療所墨田」医長・前田小児科医より助言をいただいた。

東京都品川区、成年後見制度についての視察を行いました。

品川成年後見センターの視察では、権利擁護の仕組みとして、平成12年11月に「品川権利擁護の仕組みづくりに関する検討委員会」を設置し平成14年6月に権利擁護に関する事業を専門的に担う機関として、品川区社会福祉協議会に「品川成年後見センター」を設置しました。

品川区内の20カ所の関係機関や民生委員などにより、後見人ニーズの把握に努め、高齢者や障がい者の福祉関係の所管の集約や「成年後見制度」の情報提供と相談や制度を利用した支援をセンターで実施しています。

後見センターのスタッフは常勤職員14名、非常勤職員78名うち48名は市民後見人で現在は92名です。

法人後見活動は区と区社会福祉協議会との役割分担の仕組みを明確にして、区長申し立てを活発に行い、区社会福祉協議会は身寄りのない方に対する法人後見としての役割を果たし、区内の認知症高齢者や障がい者のためのセーフティネットを張っている。

事業内容としては、親族がいる場合は制度や利用の案内を、いない場合は、区と連携して社会福祉協議会が「法定後見人」となります。将来の不安に備える場合は、「任意後見契約」による「あんしんサービス契約」（有料となります）と「公正証書遺言」を組み合わせたサービスを提供します。

今後の活動としては、市民後見人を積極的に養成・育成・活用し社会福祉協議会が後見監督人となることにより、地域における利用拡充を目指していきたいということでした。

東京都府中市、権利擁護事業についての視察を行いました。

権利擁護センターふちゅうは、社会福祉協議会内に開設されており、常勤職員3名、嘱託職員3名、臨時職員3名いずれも全員社会福祉士の資格を有しており、市民に対して相談支援、サービス向上に資する体制が構築されている。

権利擁護センターとなった背景は、成年後見制度に特化した事業だけではなく、さまざまな相談支援を要することや、消費者被害、虐待など、専門機関として介入し整理しなければならないなどの要因があるため、成年後見に特化せずに幅広く権利擁護とした。

運営方針では、契約社会において対応できない市民のために支援システムを構築し、関係相談機関と連携を図りながら市民からの幅広い相談に応じコーディネート機能を発揮する。

地域における権利擁護のパイプ役として、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を中心に市民が安心して暮らせる「地域づくり」の一翼を担ってきた。

市民参加型の権利擁護システムを構築するため、地域福祉権利擁護事業生活支援員等養成講習を市民後見人入門講習と位置づけ実施しており、市民が市民を支える仕組みづくりを行っている。

新規事業として将来の入院や施設入所時の保証人等の支援を行うあんしん支援事業に取り組みますということでした。

以上が調査の概要であります。詳細につきましては事務局に資料が提出してありますので御参照いただきますようお願い申し上げます。

〔福祉文教委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

○議長（内藤皓嗣） 日程第3 意見案第1号 消費税増税を中止し、国民の所得を増やす景気対策を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 御指名をいただきましたので、消費税増税を中止し、国民の所得を増やす景気対策を求める意見書につきまして、提案説明をさせていただきます。

なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきますので、お願いいたします。

国民の意見を無視して、安倍首相は10月1日に消費税増税を表明しました。景気対策は待たなしと求められているにも関わらず、まったく逆の景気後退の道に踏み出したことは許せません。

消費者に負担が押し付けられる消費税の増税は、国民の購買力を奪い、中小業者などの売り上

げを減らして、最終的に景気を悪化させます。来年4月の5%から8%への増税と、再来年10月からの8%から10%への増税で国民の負担増は合わせて13.5兆円にのぼります。国民の暮らしと経済への打撃はまさに壊滅的です。

8月12日に発表された4～6月期のGDP速報値は、経済成長が予想を下回り、設備投資や住宅投資はマイナスでした。

2012年度の名目雇用者報酬は、前年度0.3%の減、4～6月期も実質0.4%増にとどまっています。6月の毎月勤労統計によると、労働者の基本給などを示す所定内給与は13カ月連続で前年同月を下回っています。

明治安田生命の「経済ウオッチ」8月2週号は、消費税増税によって2014年度の経済成長率は0.5%減になると試算しました。景気悪化によって所得税や法人税が減収となり、財政も悪化します。経済指標が求めているのは、消費税増税を中止する判断です。

共同通信社の世論調査（8月24・25日実施）では、「予定通り実施すべきだ」が22.5%に留まり、「現行の税率5%を維持すべきだ」は29.1%で最も多く、「引上げ時期は先送りすべきだ」22.7%となっています。また、フジテレビ系「新報道2001」の世論調査（8月25日）では、来年4月から消費税率を8%に予定通り引き上げるることについて、過半数の55%が「反対」で、「賛成」の42%を上回りました。

実際、1997年に消費税の税率が3%から5%に引き上げられたときには、よくなり始めた景気が落ち込み、長期にわたる不況になりました。今回の場合、国民所得の落ち込みが続いており、国民生活と経済への打撃はより深刻との声が強まっています。

消費税増税を中止し、国民の所得を増やす景気対策に転換して、消費税増税に頼らない道に踏み出すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年10月9日。高浜市議会。

なお、提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

13番、磯貝正隆議員。

〔13番 磯貝正隆 登壇〕

○13番（磯貝正隆） それでは、反対の立場から意見を申し上げます。

この意見書には、国際的な視野が欠けていると思われま

す。我が国がギリシャのような財政危機、このような財政危機に陥ってよいのでしょうか。景気が回復し始めている今こそが、財政再建に向けて本気で取り組むというメッセージを世界に発信するときであります。

巨大な債券市場の安定を維持するためにも予定どおり消費税8%を実施する必要があり、経済成長にも不可欠であります。延期になれば日本国債への信用が弱まり、長期金利の上昇を引き起こすおそれも出てまいります。

誰も増税を喜ぶ人はいませんが、消費税増税によって恒久的に増収策が得られる一方で、広範囲な景気刺激策によって経済全体で成長と税収が得られると考えるので、この意見書（案）には反対をいたします。

以上でございます。

〔13番 磯貝正隆 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

意見案第1号 消費税増税を中止し、国民の所得を増やす景気対策を求める意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立少数であります。よって、意見案第1号は否決されました。

○議長（内藤皓嗣） 日程第4 意見案第2号 集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 御指名をいただきましたので、集団的自衛権の行使容認に反対する意見書につきまして、提案理由を説明させていただきます。

なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

安倍政権は、国民の批判を無視して、「集団的自衛権」の行使容認に向けた動きを加速しています。

内閣の憲法解釈を担当する内閣法制局長官を行使容認派に交代させたのに続き、行使を検討

してきた有識者懇談会での議論を本格化させる構えです。秋の臨時国会では行使容認に向けた、政府の憲法解釈変更を宣言するとも伝えられます。

憲法で戦争を放棄し武力の行使を禁止している日本が、海外で戦争に参加するなどというのは、許されません。戦後68年、日本がただの一度も外国での戦争に参加しなかったことは世界に誇るべきことです。憲法解釈を変え戦争の道を突き進むのは言語道断です。

国連憲章にある「集団的自衛権」の規定は、国連の統制を受けずに軍事行動ができるようアメリカが持ち込んだものです。アメリカのベトナム侵略戦争などが「集団的自衛権」の口実でおこなわれました。他国への軍事介入の論拠に使われてきた規定をもちだして、憲法違反の武力行使を正当化するのには、二重三重に大間違いです。

日本が直接攻撃されたわけでもないのに、アメリカなど日本と密接な関係にある国が攻撃されることを理由に、日本が武力を行使する「集団的自衛権」の行使は、これまで歴代の政権が「憲法上、行使は認められない」としてきたものです。こうした判断は、内閣法制局長官だけでなく首相や閣僚なども国会で繰り返し答弁し、閣議で決定した答弁書などでも確定した政府全体の見解です。

共同通信社の世論調査（8月24日・25日）では、「集団的自衛権を行使できるよう憲法解釈を見直すこと」について、「反対」50%、「賛成」39%となっており、安倍政権の「行使容認」の動きは、国民世論と全く逆行しています。

日本国憲法は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないよう」とのべるとともに、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」「安全と生存を保持しよう」と決意した」としています。

世界でもいま、戦争ではなく平和的・外交的努力で問題を解決することが流れです。憲法を生かしてアジアと世界の平和に貢献する道をこそ、日本は進むべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年10月9日。高浜市議会。

なお、提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣でございます。

よろしく願いをいたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

13番、磯貝正隆議員。

〔13番 磯貝正隆 登壇〕

○13番（磯貝正隆） それでは、これも反対の立場で意見を申し上げます。

北朝鮮の核開発、中国の軍備増強と露骨な挑発により、アジアの安全保障、日本周辺での安全保障の環境は今までにない不穏な状況になっていることは、皆さん御承知のとおりであります。

ますますアメリカなどとの安全保障協力を強めていかなければなりません。自分の国が攻撃を受けなければ安全という一国平和主義の発想では日本を守り切れないと考えます。

この現実からも、一刻も早く集団的自衛権の行使ができるよう憲法解釈を見直すことは理にかなっていると考えます。その意味で、この意見書（案）には反対をいたします。

さて、今我がまちでは公共建物建てかえ、改修に、40年、50年の計画が立てられようとしております。この計画が完結するとされます50年後、この日本を取り巻く安全保障はどうなっているものでありましょか。

もちろん私は、それを見ることはできません。この議場におられる方々のほとんどがそうであるのではないかと思います。

覇権主義の中国、そして核開発の北朝鮮、事大主義の韓国、今の状況を見る限り50年後も大きな関係改善は期待できないと考えております。

私どもは後世に、特に子供たちに、大きな宿題を残さないという重大な責任を持っていることを真摯に自覚しなければなりません。しっかりしたまち、しっかりした国をつくっていくことであります。

まさに、このまちも、そして国も、やらなければならないことは、1号の意見書（案）についてもそうありますけれども、不人気な施策でも、厳しい施策であっても、将来に向けて必要ならば、しっかりと進めていく決意を持たなければならないということであると思います。

終わります。

〔13番 磯貝正隆 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

意見案第2号 集団的自衛権の行使容認に反対する意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立少数であります。よって、意見案第2号は否決されました。

ここで、10月2日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

9番、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

10月2日に委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催し、意見案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の取り扱いについて、本日、日程を追加し審議することに決定をいたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

意見案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書が追加提出されました。これを受理いたしました。この際、これを日程に追加したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、意見案第3号を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（内藤皓嗣） 日程第5 意見案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

16番、小野田由紀子議員。

〔16番 小野田由紀子 登壇〕

○16番（小野田由紀子） 御指名をいただきましたので、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）につきまして、提案説明をさせていただきます。

なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくお祈りをいたします。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、適切な支援を行うた

めの十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。いじめ問題への対応など、教育課題に対応するための定数改善がされたものの、少人数学級のさらなる推進のための定数改善計画が見送られたことにより、教職員定数増も見送られた。少人数学級を行うことで、一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれるなか、子どもたちにこれまでも増してきめ細かに対応するためには、今後、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであることに加え、本年度、子どもの自然減に準じた措置以上に義務教育費国庫負担金の削減も受け、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、平成26年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月9日。高浜市議会。

全議員の皆様の御賛同を心からお願い申し上げます。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣でございます。

どうかよろしく願いいたします。

[16番 小野田由紀子 降壇]

○議長（内藤皓嗣） これより質疑に入ります。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（内藤皓嗣） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（内藤皓嗣） 討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、意見案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（内藤皓嗣） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。市長、挨拶。

[市長 吉岡初浩 登壇]

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

平成25年9月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る9月12日から本日10月9日までの28日間にわたりまして、私どもから提案をさせていただきました諮問1件、承認1件、議案17件及び認定8件につきまして、全案件とも原案のとおり御意見、御承認、御可決、あるいは御認定を賜り、報告2件につきましてもお聞き取りを賜りまして、まことにありがとうございました。

審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

議員の皆様には一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

[市長 吉岡初浩 降壇]

○議長（内藤皓嗣） これをもちまして、平成25年9月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る9月12日開会以来、本日までの28日間の長期間にわたり議員各位におかれましては大変御多忙の中にもかかわらず、終始御熱心に審議をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日ここに、その全案件を議了いたしました。閉会の運びとなりましたことに対して、厚く御礼申し上げ、閉会の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後2時11分閉会
